

法的分離に伴う行為規制の検討 (受委託規制)について

平成29年7月28日(金)



本日ご議論いただく論点の位置づけ

(1)兼職(取締役等)に関する規律

✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲 等

(2)兼職(従業者等)に関する規律

- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 例外として兼職が許容される従業者の範囲 等

(3)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 等

(4)グループ間の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 等

(5) 社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離等に関する規律

- ✓ 一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ✓ 禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ✓ 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合の基準 等

<u>(6)その他</u>

- ✓ 機関設計に関する規律
- ✓ その他 等

① 送配電部門の法的分離の実施と行為規制

- ○電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、 適正な対価(託送料金)を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネット ワークを利用できるようにすることが必須。
- 送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている発電・小売事業と送 配電事業の兼業を原則禁止する(送配電事業の「法的分離」)。
- なお、送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の<u>中立性・公平性を損</u>なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

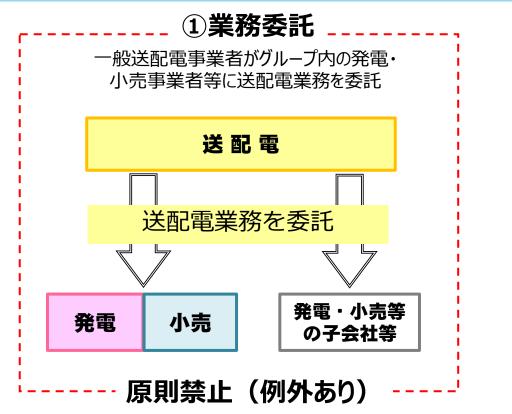
「行為規制」の具体的内容

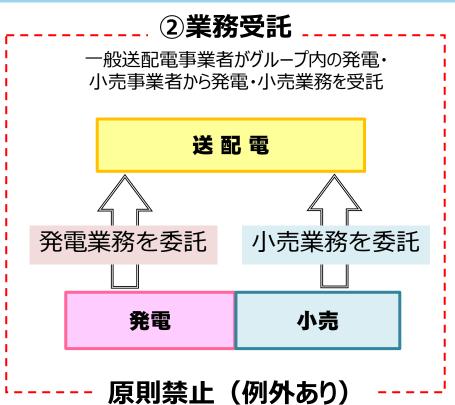
- 1. 人事等における中立性確保のための措置
- 4. その他社名や広告などに関する措置
- 2. 業務委託における中立性確保のための措置
- 5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

3. ファイナンス取引に関する措置

検討すべき論点

- 改正電気事業法においては、法的分離とあわせて、一般送配電事業者とグループ内の発電・小売事業者等との間での、①業務委託及び②業務受託を、原則禁止することとされている。
- その例外について省令で規定することとされているところ、どのように規定すべきか。





例外:電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合

※平成26年9月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、 ③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認める べきとの議論があった。

改正電気事業法

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条

(略)

- 2 一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行ってはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務 をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に 委託してはならない。 ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業 省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 <u>一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。</u>ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為 の停止又は変更を命ずることができる。

業務委託の主なニーズ (一般送配電 → 発電・小売・関係会社)

● 一般送配電事業者が、現時点で、法的分離以降もグループ内の発電・小売又は関係 会社への委託が必要と考えている主な業務は以下のとおり。

一般送配電事業者からグループ内の発電・小売又は関係会社への委託が法的分離後も必要と考えられている業務

(主に関係会社に委託するもの)

送配電設備設置等の建設工事

用地関係の手続・交渉

資機材の調達 送配電会社が決定した仕様に基づき資機材を調達

情報システムの開発・メンテナンス・管理

出向検針業務

定型的な管理業務 人事労務業務(給与計算)、経理業務 (主に発電部門に委託するもの)

発電所構内にある又は発電所に隣接する送配電設備 の運用・保守等

(主に小売部門に委託するもの)

夜間・休日の電話受付

経過措置約款の需要家への送電停止・再送電(2020年度以降も残っている場合)

(さまざまなケースが考えられるもの)

災害等非常時の供給支障対応業務 電話対応・資機材の緊急調達等

注)平成26年9月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認めるべきとの議論があった。

業務委託の禁止の例外についての考え方(案)

- 改正電事法が送配電事業者による業務<u>委託</u>を禁止する趣旨は、以下の①・②・③のような行為を通じて送配電部門の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- これを踏まえると、以下の①・②・③のいずれのおそれもない業務委託については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないのではないか※。

中立性阻害のおそれのある委託

①委託を受けた発電・小売事業者等が、その送配電の業務を通じて競合他社等の情報を得て、自らの 発電・小売事業に活用するおそれ



Α

送配電のみが知り得る情報(発電・小売が利用できるもの)を取扱う業務の委託

②委託を受けた発電・小売事業者等が、その送配電の業務を自社の発電・小売事業が有利になるよう (競合他社が不利になるよう) 実施するおそれ



В

業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、 発電・小売事業者の競争条件に影響を与えることが できる業務の委託

③グループ内の発電・小売事業者等のみが、競争することなく収益機会を得るおそれ



C

合理的な理由がないにもかかわらず公募・入札等を せずに実施する業務の委託

- 1. 上記 A・B・C のいずれにも該当しない業務の委託は、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、 禁止の例外としても問題ないのではないか。
- 2. 上記 A・B・C に部分的に該当する委託であっても、災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合には、 適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。(業務の内 容及び頻度等を踏まえて総合的に判断。)
- 3. 一般送配電事業者の子会社等への業務委託については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、 禁止の例外としても問題ないのではないか。
- ※ グループ内の発電・小売事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制(第23条第2項)で担保。7

業務受託の主なニーズ(一般送配電 ← 発電・小売)

● 旧一般電気事業者が、現時点で、法的分離以降もグループ内の発電・小売から一般 送配電への委託が必要と考えている主な業務は以下のとおり。

法的分離以降も、グループ内の発電・小売から一般送配電事業者への委託が必要と考えられている 業務

送配電設備の構内にある又は隣接する発電設備の運用・保守等

検針票等のポスティング業務 出向検針時のポスティング業務

FIT関連業務

小売買取分の契約管理・交付申請・賦課金納付等

経過措置約款関連業務(2020年度以降も残っている場合) 新増設申込み受付・異動受付・窓口料金収納・料金計算・集金・システム維持管理等

注)平成26年9月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、①顧客利便性の確保、②安定供給の確保、③効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認めるべきとの議論があった。

業務受託の制限の例外についての考え方(案)

- 改正電事法が送配電事業者による業務受託を制限する趣旨は、以下の①又は②のような行為を 通じて送配電部門の中立性が損なわれることを防止するためと考えられる。
- これを踏まえると、受託によっても、以下の①又は②のいずれのおそれもない業務受託については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外としても問題ないのではないか※。

中立性阻害のおそれのある受託

①委託を受けた一般送配電事業者が、送配電 に係る経営資源を不当に投入する、関連する 送配電業務を一部歪めるなどを通じて、受託 した業務の成果を高め、グループ内の発電・小 売事業者を支援するおそれ



Δ

送配電事業者のみが知り得る情報や送配電事業の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する送配電業務の実施を変更・調整するなどして、受託した業務の成果を高めることができる業務の受託

②選択的に受託することにより、グループ内の発電・小売事業者を支援するおそれ



Е

合理的な理由なくグループ内の発電・小売事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託

- 1. 上記A又はBのいずれにも該当しない業務の受託は、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、 禁止の例外としても問題ないのではないか。
- 2. 上記A又はBに、部分的に該当する受託であっても、災害時の復旧対応など頻度が極めて小さい場合については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外としても問題ないのではないか。 (業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断。)
- ※ グループ内の発電・小売事業者等との取引による不当な利益移転の防止は別途、取引条件に関する規制(改正電事法第23条第2項)で担保。

最終保障供給及び離島供給の業務委託(公募せずに委託できる場合)

- 改正電気事業法では、送配電事業者が最終保障供給又は離島供給の業務を公募することなく グループ内の小売事業者又は発電事業者に委託することを、原則禁止することとされている。
- その例外について省令で規定することとされているところ、現時点では、以下のニーズがあると聞いている。
- これについては、電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられることから、例外として認めても問題ないのではないか。

公募せずにグループ内の発電・小売に業務委託することが必要と考えられているケース(最終保障供給及び離島供給関係)

緊急の必要があり、かつ公募実施までの間のみなど、極めて短期な期間に限定した業務委託

【参考】改正電気事業法(抜粋)

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条

4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

(参考) 適正取引ガイドライン

適正な電力取引についての指針(抜粋)

- (2) ネットワーク運営の中立性の確保
- (2) 1 一般送配電事業者の託送供給等
- (2) 1 2 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

(略)

- ③ 一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門が、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門と連携して、当該発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門の業務(顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等)を行う場合には、当該業務に相当する他の発電事業者、小売電気事業者又はその他の事業を営む者の業務について、委託に応じ実施することが可能な業務を公表し、委託を希望する事業者との協議を踏まえた上で、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。
- ④ 一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門がその業務を、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門に実施してもらう場合には、他の発電事業者、小売電気事業者又はその他の事業を営む者に委託することも含め、その実施主体を募集するなどにより、効率性・公平性を考慮した上で決定し、その実施主体が実施する。

一般送配電事業者と発電・小売事業者間の業務委託に関する規律

第8回制度設計WG資料抜粋 平成26年9月

<論点>

小売全面自由化実施時(第二弾改正法施行時)においては、送配電事業の中立性・公平性を確保する一方、(1)顧客利便性の確保、(2)安定供給の確保及び(3)効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認めるべきとの方向性が、第3回制度設計ワーキンググループで示されたところ。

上記(1)~(3)の必要性は、法的分離後においても同様ではないか。 そうだとすれば、適切な範囲において、

- ① 一般送配電事業者がグループ会社の発電・小売事業の委託を受けること
- ② 一般送配電事業者がグループ会社である発電・小売事業者に一般送配電事業を委託することを認めるべきではないか。

すなわち、発電・小売・一般送配電事業の大部分を委託する法的分離の実質的な潜脱となるような業務委託が認められないことは、法的分離から導かれる当然の結論であることに加えて、グループ会社以外の発電・小売事業者との公平性にも配慮し業務委託の適切性を担保する観点から、以下の一定の規律を設けるべきではないか。

(1)について

受託が差別的でないことを要件とする(原則として、 他事業者から受託した業務と同種の業務に関する申込み があれば、同様の条件で受託しなければならない等)。

②について

委託が差別的でないことを要件とする(原則として委託基準を公表し、入札により委託先を決定する等)。

